

愛媛県自閉症協会規約

(名称)

第1条 本会は、愛媛県自閉症協会と称する。

(住所)

第2条 愛媛県自閉症協会の住所は会長の住所とする。

(組織)

第3条 本会は、愛媛県内に居住する会員によって組織する。ただし、愛媛県外に居住する者であっても本人の希望により愛媛県自閉症協会の会員とすることができる。

(目的)

第4条 本会は、自閉症児者に対する援護・育成を行うとともに自閉症に関する社会一般への啓蒙を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第5条 1. 前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。
(1) 自閉症に関する知識の普及・啓発
(2) 自閉症児・者の福祉に関する相談や斡旋
(3) 専門家及び関係機関などとの協力及び連絡
(4) 会活動に関する情報の提供
(5) その他目的達成に必要な事業
2. 本会は、年度毎に事業計画を定めるものとする。

(会員種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。
(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体
(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 (1) 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(2) 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(3) 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(役員)

第9条 1. 会長は役員の内選により選任される。
2. 役員は、松山地区・今治地区・新居浜地区の会長を副会長とし、会員の中から事務局1名・会計1名・会計監査2名を選出する。
3. 前項の役員以外に必要な役員は役員会にてその都度選任する。

(役員の仕事)

- 第10条
1. 会長は、本会活動に関する会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、事業活動を行う。
 3. 事務局は、役員会の議決に基づき、本会の業務を処理する。
 4. 会計は、役員会の議決に基づき、本会の会計を処理する。
 5. 会計監査は本会の会計を監査し、会計監査の結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

- 第11条
1. 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 2. 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(総会)

- 第12条
1. 総会は会員をもって構成する。
 2. 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の仕事の選任又は解任
 - (6) その他運営に関する重要事項
 3. 総会は、年1回以上開催する。
 4. 臨時総会は、役員が必要と認めたときに開催する。
 5. 総会は、会長が招集する。
 6. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
 7. 総会は、会員総数の過半数がなければ開会する事ができない。
 8. やむを得ない理由により、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
 9. 前項の規定により書面を提出したものは、総会に出席したものとみなす。
 10. 総会の議決は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第2項(1)及び(2)の議決は、出席した会員の3分の2以上の賛成を要する。
 11. 総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。

(役員会)

- 第13条
1. 役員会は、役員をもって構成する。
 2. 役員会は、この規約で定めるもののほか次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算の変更に関する事項
 - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 3. 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 4. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(事業計画及び予算)

- 第14条 1. 本会の事業遂行には愛媛県自閉症協会会費を充てるものとする。
ただし、それを人件費として支出できないものとする。
2. 本会は、一般社団法人日本自閉症協会が受ける補助金などの交付を受ける事ができる。この場合、必要に応じて別に定める事業計画予算を一般社団法人日本自閉症協会の会長に提出するものとする。
3. 本会は、地方公共団体などから助成金などの交付を受けることができるものとする。
4. 本会は、必要に応じ、事業費の実費について会員より徴収することができるものとする。

(事業報告及び決算)

- 第15条 前条第2項による補助金などの交付を受けた場合には、別に定める事業報告及び決算を必要に応じて一般社団法人日本自閉症協会の会長に提出するものとする。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(補則)

- 第16条 この規約に定めるものの他、運営に必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

(規約の改廃)

- 第17条 この規約は、愛媛県自閉症協会総会の議決を経て改廃する。

付 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この規約は、平成26年5月15日から施行する。

付 則 この規約は、平成27年5月13日から施行する。

愛媛県自閉症協会細則

愛媛県自閉症協会規約による運営細則を下記の通りとする。

(交通費)

第1条 役員会、または打合せ会の交通費などについては、原則、一部を本会より補助するものとする。
また、事業の必要に応じて役員会で決定する。

付 則 この細則は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 この細則は、平成25年5月17日から適用する。